

基礎自治体横断的な事務処理機構の検討 その2

(ア)「東京市連合機構」(イ)「共同維持機構」

(2)意思決定機関について

論点4

- ・意思決定機関は、どのような方法（例えば直接選挙、間接選挙など）で選ばれた、どのような組織（例えば議会、評議会、理事会など）が望ましいのか
- ・構成員が議員の場合の問題点（例えば各市の人口規模が大きく異なるため議員数にアンバランス生じないか、議員報酬・兼職の有無についてどのように考えるのか、選挙をどのようにするのかなど）についてどのように考えるのか、また構成員が議員でない場合はどのように考えるのか

(3)執行機関について

論点5

- ・執行機関は、どのような方法・形態（例えば大統領制、議院内閣制、マネージャー制など）が望ましいのか
- ・兼職の有無（例えば東京 市長が兼ねることなど）についてどのように考えるのか

(4)「諮問機関」について

論点6

- ・特定の意思決定に対して諮問機関を置くことは可能か
- ・諮問機関の役割（例えば東京 市と具体的に何を調整するのか）と権限（例えば意思決定機関に対して強制力はあるかなど）をどのように考えるのか